

津久見市の小児医療・小児保健の向上を目指して

こどもの病気対策法⑨④

— 小児在宅医療について —

社会医療法人関愛会 坂ノ市クリニック小児科 長 濱 明日香



在宅医療とは、患者さんが生活の場（自宅）で受けられる医療のことです。

① 病気・障がいなどで通院が困難な方

② 退院後自宅でのケア・健康管理が必要な方

③ 自宅で暮らしながら終末期を過ごしたい方

を対象として医師や看護師、リハビリスタッフなどが定期的に自宅に伺い、患者さんの生活に必要な医療機器の管理や検査、診察、ケアやリハビリなどを定期的に行います。

以前は在宅医療の対象となる方は高齢者がほとんどでしたが、近年小児のケースが増えています。それは、医療技術の進歩により助かる命が増えた半面、在宅人工呼吸器や、経管栄養（口から食べられない子のために胃にチューブを通して栄養を補給

する）、吸引（口や鼻にたまった唾液などの分泌物を吸い取る）などの医療機器・医療ケアが必要な重度の障がいを持つお子さんが急速に増加したことが理由です。近年では、こういった重度の障がいを持ったお子さんたちも、急性期病院から直接自宅に退院することが増えているのです。

在宅医療の対象となるお子さんの基礎疾患（もともとなる病気）は、先天異常や、産まれたときに重い脳の障がいを残したなど新生児期からの病気が多くを占め、その他に進行性の難病や脳炎の後遺症、交通事故・溺水など事故による脳の後遺症、そして末期の小児がん患者さんなど様々です。こういった重い障がいや病気を抱え、日常的に医療ケアが必要なお子さんたちは、〈普通に生活する〉ということが困難な現状があります。朝起きて顔を洗い、家族で食事をとり、学校へ向かい勉強をし、仲間とともに遊ぶ。休日には家族とレジャーにでかける：このような〈生活〉を安心して送ることができるよう



療の重要な目的となります。また、小児在宅医療の特徴として、高齢者と異なり（対象となる小児が成長・発達する）ということがあります。訪問医、訪問看護師、訪問リハビリ、訪問ヘルパー、地域の薬剤師や支援学校の先生、保健師、それらをコーディネートする相談支援専門員など多職種が関わりお子さんと

家族の生活を支えています。が、よりよい連携をとり、それぞれの成長段階に応じたきめ細やかな対応が必要です。最後に、在宅医療が必要なお子さんの生活には医療だけでなく近所や学校、外出先など行く先々での理解、支援が大切です。地域ぐるみで支える社会であることが望まれます。